

令和5年第2回定例会

予算決算委員会厚生分科会

説明資料

項 目	担当局	ページ
【予算案関係】		
議第101号 令和5年度熊本市一般会計補正予算	健康福祉局	2 ～ 6 8 ～ 10
	こども局	11 ～ 15
議第102号 令和5年度熊本市介護保険会計補正予算	健康福祉局	7
議第103号 令和5年度熊本市病院事業会計補正予算	病院局	16 ～ 21
【議案(条例)関係】		
議第105号 熊本市附属機関設置条例の一部改正について	健康福祉局	22 ～ 24
【議案(その他の案件)関係】		
議第146号 損害賠償額の決定について	病院局	25

令和5年第二回定例会

令和5年度補正予算

予算決算委員会説明資料

熊 本 市

令和5年6月

厚生分科会審査分

< 予算所管 >

健康福祉局

こども局

病院局

【区分の表示】

次ページ以降の資料の（区分）は、以下の内容を示しています

- 「新規」は補正予算で新たに実施する事業です
- 「復興」は熊本地震からの復旧・復興に関連する事業です
- 「コロナ」は新型コロナウイルス感染症及び物価等の高騰対策に関連する事業です
- 「流用」は流用により予算執行を行った経費が含まれる事業です ※流用は支出科目の更正のための節の組替等全て含む

区分			
新規	復興	コロナ	流用

【財源内訳の表示】

次ページ以降の資料の（財源内訳）には、下記の金額を計上しています

- （国県）には以下の財源を計上しています
 - ・国庫負担金・県負担金--- 国または県が法令等に基づき、義務的に負担するもの
（例）生活保護費国庫負担金
 - ・国庫補助金・県補助金--- 国または県が法令等に基づき、市町村事務経費の一定割合を補助するもの
（例）道路橋梁費国庫補助金、児童福祉費県補助金
 - ・国庫委託金・県委託金--- 国または県から委託されて実施する事務経費の財源
（例）統計調査費国庫委託金、選挙費県委託金
- （地方債）には以下の財源を計上しています
 - ・建設事業等の財源とするための借入金
- （その他）には以下の財源を計上しています
 - ・特定の事業の財源となるもののうち、（国県）（地方債）を除くものを計上しています
（例）施設の管理経費に充てる施設使用料、保育所の運営費に充てる保育料
- （一般財源）には以下の金額を計上しています
 - ・（国県）（地方債）（その他）など、事業に充てる特定の収入（特定財源）以外に必要な金額を示します
 - ・一般財源部分は、使途が限定されない収入である「市税」「譲与税」「地方交付税」等により賄われることとなります

左の財源内訳			
国県	地方債	その他	一般財源

健康福祉局

健康福祉局・令和5年度補正予算総括表

1 一般会計

[歳出]

(単位：千円)

款	項	目	款・項・目	補正前の額	補正額	補正後の額
20			民生費	96,106,118	402,100	96,508,218
20	10		社会福祉費	67,960,375	400,900	68,361,275
20	10	24	障がい保健福祉費	29,356,516	71,800	29,428,316
20	10	25	老人福祉費	12,515,322	329,100	12,844,422
20	20		生活保護費	27,913,019	1,200	27,914,219
20	20	10	生活保護総務費	1,801,019	1,200	1,802,219
25			衛生費	13,918,192	2,780,451	16,698,643
25	10		保健衛生費	13,625,417	2,780,451	16,405,868
25	10	10	保健衛生総務費	6,252,265	2,451	6,254,716
25	10	20	予防費	5,597,310	2,778,000	8,375,310
所管予算合計				110,024,310	3,182,551	113,206,861

[債務負担行為補正]

(追加分)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
東部在宅福祉センター及び東老人福祉センター指定管理料	令和5年度～令和8年度	75,600
南部在宅福祉センター指定管理料	令和5年度～令和8年度	49,500
障害者福祉センター希望荘指定管理料	令和5年度～令和10年度	402,000
老人福祉センター指定管理料	令和5年度～令和8年度	197,700
高齢者技能習得センター指定管理料	令和5年度～令和10年度	25,500
老人憩の家指定管理料	令和5年度～令和10年度	30,690
認知症疾患医療センター運営事業	令和5年度～令和10年度	25,600
植木健康福祉センター指定管理料	令和5年度～令和10年度	245,700

2 特別会計

介護保険会計

[債務負担行為補正]

(追加分)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
地域包括支援センター運営業務委託	令和5年度～令和11年度	5,110,000

一般会計

<歳出予算>

健康福祉局

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分				事業内容	補正前	補正額	左の財源内訳			
			新規	復興	コロナ	流用				国県	地方債	その他	一般財源
	款	20民生費					96,106,118	402,100	402,100				
	項	10社会福祉費					67,960,375	400,900	400,900				
	目	24障がい保健福祉費					29,356,516	71,800	71,800				
障がい福祉課	1	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業 (障がい者支援施設等)			●		物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等に対する光熱水費等の支援に要する経費 負担金補助及び交付金71,800	71,800	71,800				
	目	25老人福祉費					12,515,322	329,100	329,100				
高齢福祉課	1	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業 (老人福祉施設等)			●		物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等に対する光熱水費等の支援に要する経費 負担金補助及び交付金20,792等	20,800	20,800				
介護保険課	1	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業 (介護保険施設等)			●		物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等に対する光熱水費等の支援に要する経費 負担金補助及び交付金298,041等	308,300	308,300				
	項	20生活保護費					27,913,019	1,200	1,200				
	目	10生活保護総務費					1,801,019	1,200	1,200				
保護管理援護課	1	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業 (救護施設)			●		物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等に対する光熱水費等の支援に要する経費 負担金補助及び交付金1,200	1,200	1,200				

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分				事業内容	補正前	補正額	左の財源内訳				
			新規	復興	コロナ	流用				国県	地方債	その他	一般財源	
	款	25衛生費					13,918,192	2,780,451	2,781,015				▲564	
	項	10保健衛生費					13,625,417	2,780,451	2,781,015				▲564	
	目	10保健衛生総務費					6,252,265	2,451	3,015				▲564	
医療政策課	1	指定難病関係事務経費					43,000	3,182	3,015				167	
健康福祉政策課	1	職員・人材育成研修経費					1,877	▲581					▲581	
	2	庁用備品購入経費					400	▲150					▲150	
	目	20予防費					5,597,310	2,778,000	2,778,000					
感染症対策課	1	新型コロナウイルスワクチン接種経費				●	令和5年春開始接種以降に対応した新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に要する経費 委託料2,452,212等	209,000	2,721,000	2,721,000				
	2	高齢者向け新型コロナウイルスワクチン接種移動支援経費				●	高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種場所へのタクシー利用に対する助成等に要する経費 負担金補助及び交付金29,100等		57,000	57,000				

こども局

こども局・令和5年度補正予算総括表

1 一般会計

[歳出]

(単位：千円)

款	項	目	款・項・目	補正前の額	補正額	補正後の額
20			民生費	57,734,218	174,551	57,908,769
20	15		児童福祉費	57,701,218	174,551	57,875,769
20	15	10	児童福祉総務費	5,907,396	174,551	6,081,947
25			衛生費	1,370,672	332	1,371,004
25	30		児童衛生費	1,299,215	332	1,299,547
25	30	10	児童衛生費	1,299,215	332	1,299,547
所管予算合計				59,401,590	174,883	59,576,473

一般会計

<歳出予算>

こども局

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分				事業内容	補正前	補正額	左の財源内訳			
			新規	復興	コロナ	流用				国県	地方債	その他	一般財源
	款	20民生費					57,734,218	174,551	171,890				2,661
	項	15児童福祉費					57,701,218	174,551	171,890				2,661
	目	10児童福祉総務費					5,907,396	174,551	171,890				2,661
こどもの権利サポートセンター開設準備室	1	こどもの権利サポートセンター開設準備経費	●				こどもの権利サポートセンター開設に向けたいじめ解消の仕組みづくりに関する実証事業等に要する経費 使用料及び賃借料5,640等	17,400	15,470				1,930
こども政策課	1	一般管理経費					機構改革補正 健康福祉政策課からの所管引継	2,785	150				150
	2	職員・人材育成研修経費					機構改革補正 健康福祉政策課からの所管引継		581				581
こども支援課	1	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業 (病児・病後児保育施設)			●		物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等に対する光熱水費等の支援に要する経費 負担金補助及び交付金56等		60	60			
保育幼稚園課	1	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業 (保育所等)			●		物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等に対する光熱水費等の支援に要する経費 負担金補助及び交付金140,368等		148,900	148,900			
こども家庭福祉課	1	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業 (児童養護施設等)			●		物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等に対する光熱水費等の支援に要する経費 負担金補助及び交付金6,600		6,600	6,600			
児童相談所	1	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業 (里親)			●		物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等に対する光熱水費等の支援に要する経費 負担金補助及び交付金860		860	860			

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分				事業内容	補正前	補正額	左の財源内訳			
			新規	復興	コロナ	流用				国県	地方債	その他	一般財源
	款	25衛生費					1,370,672	332	165			167	
	項	30児童衛生費					1,299,215	332	165			167	
	目	10児童衛生費					1,299,215	332	165			167	
こども支援課	1	小児慢性特定疾病医療支援経費					国データベースシステムのオンライン化に伴う本市システムの改修に要する経費 委託料332	266,897	332	165			167

病院局

病院事業会計

病院局

令和5年度補正予算 総括表

(1) 収益的収支 (3条予算)

(単位：千円)

		補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A + B	伸び率 (%)
病院 事業 収益	市 民 病 院	14,199,742	150,000	14,349,742	1.1
	芳 野 診 療 所	55,447	0	55,447	0.0
	植 木 病 院	2,187,914	0	2,187,914	0.0
	計	16,443,103	150,000	16,593,103	0.9
病院 事業 費用	市 民 病 院	14,723,161	162,709	14,885,870	1.1
	芳 野 診 療 所	55,447	0	55,447	0.0
	植 木 病 院	2,182,665	0	2,182,665	0.0
	計	16,961,273	162,709	17,123,982	1.0
収 益 的 収 支	市 民 病 院	▲ 523,419	▲ 12,709	▲ 536,128	—
	芳 野 診 療 所	0	0	0	—
	植 木 病 院	5,249	0	5,249	—
	計	▲ 518,170	▲ 12,709	▲ 530,879	—

(2) 資本的収支 (4条予算)

(単位：千円)

		補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A + B	伸び率 (%)
資本的収入	市民病院	689,604	36,000	725,604	5.2
	植木病院	250,051	0	250,051	0.0
	計	939,655	36,000	975,655	3.8
資本的支出	市民病院	1,259,708	36,030	1,295,738	2.9
	植木病院	340,414	0	340,414	0.0
	計	1,600,122	36,030	1,636,152	2.3
資本的収支	市民病院	▲ 570,104	▲ 30	▲ 570,134	—
	植木病院	▲ 90,363	0	▲ 90,363	—
	計	▲ 660,467	▲ 30	▲ 660,497	—

資本的収支補てん財源の説明

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額660,497千円は、当年度分損益勘定留保資金660,497千円で補てんするものとする。

令和5年度補正予算 内訳表

1. 収益的収支

市民病院

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A + B	伸び率 (%)	備 考
1 病 院 事 業 収 益	14,199,742	150,000	14,349,742	1.1	
(2) 医 業 外 収 益	2,073,496	150,000	2,223,496	7.2	
⑤ そ の 他 医 業 外 収 益	133,767	150,000	283,767	112.1	
1 病 院 事 業 費 用	14,723,161	162,709	14,885,870	1.1	
(1) 医 業 費 用	13,798,055	162,709	13,960,764	1.2	
③ 経 費	2,567,342	162,709	2,730,051	6.3	
収 益 的 収 支	▲ 523,419	▲ 12,709	▲ 536,128	—	

2. 資本的収支

市民病院

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A+B	伸び率 (%)	備 考
1 資 本 的 収 入	689,604	36,000	725,604	5.2	
(1) 企 業 債	295,400	36,000	331,400	12.2	
① 企 業 債	295,400	36,000	331,400	12.2	電算システム整備事業
1 資 本 的 支 出	1,259,708	36,030	1,295,738	2.9	
(1) 建 設 改 良 費	339,912	36,030	375,942	10.6	
③ 電 算 シ ス テ ム 導 入 費	33,135	36,030	69,165	108.7	
資 本 的 収 支	▲ 570,104	▲ 30	▲ 570,134	—	

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第105号	<p>件名：熊本市附属機関設置条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 附属機関の設置 市長の附属機関 熊本市認知症疾患医療センター運営事業受託事業者選定委員会</p> <p><施行日> 公布の日から</p>

○熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）新旧対照表

改正後（案）	現行																								
<p>第1条 【略】 （設置）</p> <p>第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。</p> <p>2 前項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、その附属機関として次に掲げるもの（設置期間が1年以内のものに限る。）を置くことができる。</p> <p>(1) 本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な審査又は審議をするもの</p> <p>(2) 災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの</p> <p>第3条 【略】</p> <p>別表</p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="120 946 804 1420"> <thead> <tr> <th></th> <th>附属機関名</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ 86</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>87</td> <td>熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会</td> <td>熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。</td> </tr> <tr> <td>88 ～</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>		附属機関名	設置目的	1 ～ 86	【略】	【略】	87	熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会	熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。	88 ～	【略】	【略】	<p>第1条 【略】 （設置）</p> <p>第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。</p> <p>2 前項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、その附属機関として次に掲げるもの（設置期間が1年以内のものに限る。）を置くことができる。</p> <p>(1) 本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な審査又は審議をするもの</p> <p>(2) 災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの</p> <p>第3条 【略】</p> <p>別表</p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="1135 946 1818 1420"> <thead> <tr> <th></th> <th>附属機関名</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ 86</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>87</td> <td>熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会</td> <td>熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。</td> </tr> <tr> <td>88 ～</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>		附属機関名	設置目的	1 ～ 86	【略】	【略】	87	熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会	熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。	88 ～	【略】	【略】
	附属機関名	設置目的																							
1 ～ 86	【略】	【略】																							
87	熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会	熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。																							
88 ～	【略】	【略】																							
	附属機関名	設置目的																							
1 ～ 86	【略】	【略】																							
87	熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会	熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。																							
88 ～	【略】	【略】																							

90		
91	<u>熊本市認知症疾患医療センター運営事業受託事業者選定委員会</u>	<u>熊本市認知症疾患医療センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。</u>

2 上下水道事業管理者の附属機関

【略】

3 交通事業管理者の附属機関

【略】

4 病院事業管理者の附属機関

【略】

5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
1 ～ 16	【略】	【略】
17	<u>熊本市性に関する指導の推進委員会</u>	<u>熊本市性に関する指導案集を作成するため、必要な事項を審議する。</u>

90		
	<u>【新設】</u>	

2 上下水道事業管理者の附属機関

【略】

3 交通事業管理者の附属機関

【略】

4 病院事業管理者の附属機関

【略】

5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
1 ～ 16	【略】	【略】
	<u>【新設】</u>	

附 則

この条例は、公布日から施行する。

令和5年（2023年）第二回定例会提出議案一覧

【その他の案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第146号	<p>件名：損害賠償額の決定について</p> <p><提出理由></p> <p>令和2年6月5日に熊本市立熊本市市民病院で発生した医療事故に係る損害賠償の額を決定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項並びに熊本市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第54号）第7条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 損害賠償額 150,000,000円 2 相手方 本件医療事故に係る分娩により出生した者 3 事故の概要 令和2年6月4日、経膈分娩を予定していた妊婦が陣痛発来により熊本市立熊本市市民病院に入院し、出産に臨んでいたところ、同月5日、胎児に重大な容体の変化が生じた。一般的にはこの時点で帝王切開を実施するところであるが、医師の判断が遅れ、経過観察が続けられた。その後、胎児の心音が確認できないこと等の理由から緊急帝王切開の方針を決めたものの、分娩が急速に進み、胎児は経膈分娩により重症新生児仮死の状態で見出された。その結果、相手方に重度の障害が残存することとなったものである。